

国際シンポジウム「刑事司法の未来を展望する—刑事司法制度は死刑制度や弁護士への攻撃とともに共存できるのか」（第2部：死刑廃止関連）開催報告

1 はじめに

日弁連は、2016年10月7日に福井市で開催した人権擁護大会において「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」（福井宣言）を採択し、「京都 kongress が開催される2020年を目標に死刑廃止を実現する」と掲げました。その上で、「死刑は人の生命を奪う究極の人権侵害である」という考えの下、人の生命の尊さや誤判・冤罪の可能性などから、死刑が廃止されるべきであることを、社会に訴え続けてきました。

第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）が、コロナ禍による延期を経て、2021年3月7日から同月12日に開催されました。日弁連は、京都 kongress に併せて、独自に「刑事司法の未来を展望する—刑事司法制度は死刑制度や弁護士への攻撃とともに共存できるのか」と題した国際シンポジウムを開催しました。その第2部のテーマが、「世界のあらゆる国と地域での死刑廃止を目指す—国際法における死刑制度の違法性」です。当シンポジウムは、昨今のコロナ禍の中、オンライン開催といたしました。当日はオンライン参加及び撮影会場での関係者出席併せて約300名の参加がありました。残念なことに、福井宣言の目標は達成できませんでした。しかし、当シンポジウムは非常に充実した内容であり、死刑廃止に向けた活動について大きな前進を示すことができたのではないかと考えています。

本稿においては、当シンポジウムの第2部の内容の概要を報告します。

なお、本報告内容につきましては、当日の録音（外国語は、日本語通訳の録音）を確認するなどして正確を期しておりますが、要約が発言された方の意図に合致していない可能性があることに御留意ください。

2 基調講演

最初のプログラムは、オーストラリア国立大学法学部教授であられる Donald Rothwell 氏からの「国際法は死刑を違法とみなしている」と題する基調講演です。オーストラリアのキャンベラから、オンラインでの講演となりました。

同教授からは、死刑制度が国際法の下で置かれている状況や、死刑制度をめぐる国際的な情勢等についてお話がありました。1948年12月10日に国連総会で採択された世界人権宣言においては、第3条に「すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。」、第5条に「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な

若しくは屈辱的な取扱い若しくは刑罰を受けることはない。」と謳われています。もっとも、当宣言中には直接死刑制度に関する規定はありません。この点、1966年12月16日、国連総会で採択された市民的及び政治的権利に関する国際規約（International Covenant on Civil and Political Rights ICCPR）は、慣習国際法としての地位を有しています。その第6条には、死刑について直接触れられています。すなわち、同条は、生命に対する固有の権利が規定され、死刑を廃止していない国家においても、限定された条件の下にのみ科すことができること、死刑を言い渡された者が特赦又は減刑を求める権利があること、18歳未満の者が行った犯罪に対する死刑を禁止すること、妊娠中の女子に対する死刑執行を禁止すること、を定めています。我が国も、1979年6月に批准を行い、同年9月21日に発効しています。教授は、当規約が死刑を国際法の下で禁ずるものというまでは難しいと思うが、存置国に対して死刑制度を用いることについて大きな制約を課すものになっていると述べられました。その上で、2019年に公表された同条に関する一般的意見36について触れられ、前掲の世界人権宣言第3条との関係において、すべての人に生きる権利があることを前提に、締約国でありながら死刑制度を存置している国においては、合法的に死刑を使用する余地は非常に狭い、ということも述べられました。

さらに、1984年の国連総会において採択された「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」も死刑の制約となっていること（当条約には日本も1999年に加入しています。）、そのような流れの中で、2020年国連総会における「死刑廃止を視野に入れた死刑執行停止を求める決議」には123か国が支持し（反対38か国、棄権24か国）、国際社会が顕著にモラトリアムに動いていることも示されました。

アムネスティ・インターナショナルが公表した死刑存置国・廃止国の報告についても触れられ、事実上の廃止も含む廃止国が142か国であるのに対し、存置国が56か国であること、また死刑宣告の数や死刑執行の数も減少傾向にあることが述べられました。

以上のような重要な国際条約の整理を受けて、確かに絶対的な形での死刑廃止がみられるわけではないが、徐々に死刑廃止に向けた国際慣習法が整備されつつあること、死刑は国際法に違反しているということまで言えるのではないかと締めくくられました。

3 国会議員からのメッセージ・関連機関からのスピーチ

基調講演の後は、「日本の死刑制度の今後を考える議員の会」（議連）会長の河村

建夫衆議院議員，公明党代表の山口那津男参議院議員，元法務大臣で全国保護司連盟理事長の谷垣禎一氏からビデオメッセージを頂戴し，立憲民主党幹事長の福山哲郎参議院議員及び全日本仏教会（全日仏）理事長の戸松義晴氏からはスピーチを頂戴しました。日本を代表する国会議員や，各界の重鎮から，踏み込んだ力強いお話をいただいたことは，死刑廃止に向かう日弁連の活動にとって，極めて大きなことだったと考えます。以下，概要を御紹介いたします（冒頭にも述べましたが，当日の録音を確認するなどして正確性を期しておりますが，要約が発言された方の意図に合致していない可能性があることに御留意ください）。

(1) 河村議員からは，議連会長に就任された経緯や，議連会長としてこの問題に取り組まなければならないという決意が示され，冤罪の危険，世論の問題，被害者救済，国際問題など多角的な観点からのお話がありました。特に，OECD 37か国のうち，死刑制度を存置しているのは日本を含む3か国のみであり，うちアメリカは既に廃止の方向に進んでいること，韓国は金大中大統領の時代から長らく執行をしていないこと等が紹介され，日本としてもこのような状態にあるということを考えなければならない，と述べられました。さらに，国家が人の命を剥奪するということをもって人権侵害とする考え方があることにも触れられ，様々な意見がある中で死刑制度についてしっかり考えていかなければならない，と締めくくられました。

日弁連の重要な活動のひとつとして，国会議員対応が挙げられます。本シンポジウムにおいて議連会長から上記のようなお話をいただいたことは，今後の活動の大きな弾みになると考えます。

(2) 山口議員からは，あくまで自身の意見という前提のもとでしたが，「死刑は廃止されるべき」と明確に示されました。そして，最も強調したいこととして，人間の生命は極めて尊厳のある存在である，と打ち出され，国家の名において生命を奪うということは到底容認し難い，と述べられました。さらに，冤罪の危険等にも触れた上で，山口議員が司法修習生時代，同僚の司法修習生から，「配属先の裁判官が，死刑判決を言い渡した後，しばらくの間涙を流していた」という話を聞いた，というエピソードが語られ，死刑判決や死刑執行に携わる方々が直面している命の厳粛さ，命の重み，そして苦悩については謙虚に受け止め，死刑制度について国民一人一人が考えていくべきだ，と結ばれました。

与党党首から，「個人の見解」という前提ではありましたが，明確に死刑廃止を表明されたことに，強い感銘を受けました。

(3) 福山議員は，1960年代に法制審議会の刑事法特別部会をはじめとして，多くの人道的な立場から死刑を廃止したいという努力によって，死刑の適用範囲を

縮減し、執行を回避するという方向が確認され、死刑の適用は特に慎重でなければならないという意見が共有をされてきた、という認識を示され、世論とのギャップをどう埋めていくかということが政治的・社会的に大きな課題だ、と述べられました。さらに、民主党への政権交代の際の政策集に、終身刑の検討を含む刑罰を見直すこと、仮釈放制度を客観化・透明化すること、死刑廃止に関する国際的な動向にも注視しながら、死刑の存廃問題だけでなく、当面の執行停止や死刑告知、執行方法などを含めて国会内外で幅広く議論を継続していくこと、等を謳いつつ、当時の千葉景子法務大臣を中心に法務省内に勉強会を設置し、死刑制度の存廃を含めたあり方を検討すること等を発表し、10回ほど勉強会を開催するなど、議論が一定の盛り上がりを見せた時期もあった、と紹介されました。その上で、今は残念ながら国会内で死刑の存廃に関する議論について大きな盛り上がりはないが、本シンポジウムのような形で与野党の議員が意見を発表し、国民の中で議論をもう一度大きくしていこうとする試みは貴重である、と結ばれました。

日弁連もこのお話を受けて、国会議員との間での議論を深めていこうと意を新たにいたしました。

- (4) 戸松氏からは、全日仏における社会人権審議会において、2018年、死刑廃止について、宗教者は、命の尊厳と人権的見地からどのようにとらえるかという理事長諮問がなされたが、様々な立場から意見が述べられ、結論として、死刑制度に賛成、反対ということは出すことはできなかった、と紹介がありました。ただ、その答申の最初と最後において、明確に仏教の教え（ブッダの教え）と死刑は相容れないということが述べられ、「命は誰にとっても愛おしい」「おのが身に引き当てて殺してはならぬ、殺せしめてはならぬ」「恨みに恨みをもって報いれば、恨みやむことなし」という言葉が引用されました。その上で、仏教の考えからすると、やはり応報刑としての死刑ということは、ブッダの教えに反することは明確である、と述べられました。加えて、犯罪被害者の家族に寄り添う宗教者としての姿勢も示され、仏教会の中でも死刑の問題、命の尊厳の問題をオープンに議論を起すことにより、多くの方に死刑の問題を知っていただき、考えていただきたいと思っている、と締めくくられました。

多方面から死刑に関する問題が議論されることは、極めて重要です。日弁連としても、関係団体との連携を深めていく所存です。

- (5) 谷垣氏からは、全国保護司連盟理事長、そして自身が障がいを負われたという立場から、「社会復帰」についてのお話がありました。同氏は、障がい者の社会復帰と罪を犯した方々の再犯阻止には、双方とも自ら社会に復帰しようという強い意思が必要であること、それをサポートする態勢が必要であること、など、類似

の要素があると思われる、障がい者については、最近では社会を挙げて推し進めていくべきという傾向が強く出ているのに対し、罪を犯した人たちに対してはまだこのような傾向が醸成されていない、と述べられました。その上で、罪を犯した人たちに対して継続的なケアを行う保護司の制度が非常に効果的である、と紹介されておりました。そして、日弁連が主催する死刑の問題、刑事弁護士がおかれている現在の立場、等々について、良き刑事司法と犯罪抑止のための大きな歩みを刻んでほしい、と締めくくられました。

本シンポジウムにおいて、谷垣氏から、死刑制度と相容れない「社会復帰」を強調されたメッセージをお寄せいただくとともに、日弁連の死刑廃止に向けた活動にエールを頂戴したことに、極めて大きな意義があったと考えています。

4 パネルディスカッション

続いて、「この地球上のすべての国から死刑を廃止するために～国際社会は生命を限りなく尊ぶ～」と題し、海渡雄一弁護士（日弁連死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部副本部長）をコーディネーター、Donald Rothwell 氏（前掲）、高山佳奈子氏（京都大学大学院法学研究科教授）、森 達也氏（映画監督、作家、明治大学特任教授）、Maxime Delhomme 氏（京都コンGRESS国際弁護士連盟特別代表、国際弁護士連盟刑事法委員会前会長）、Adriano Martins 氏（欧州対外行動庁人権局ポリシーオフィサー）をパネリストとしたパネルディスカッションを行いました。各パネリストの御発言で、印象的だった内容を要約させていただきたいと思います（各氏の御発言を網羅しているわけではありません。また、累述しておりますとおり、内容につきましては、録音を確認するなど正確を期しておりますが、要約が御発言された方々の意図に合致しない可能性もあります。）。

(1) Maxime Delhomme 氏

- ① 個としても、集団としても、人を殺す権利などない。死刑制度が廃止された国々において、事実上も法律上も犯罪が増えた事実はない。国によって人の命を奪うことを禁止すべきである。フランスでは死刑廃止反対の世論の中、ミッテランが死刑廃止を実現した。正義とは、人の命を奪うことではない。死刑という「犯罪」というのをやめなければいけない。
- ② 日本で死刑廃止を進めるためには、世界のコミュニティの一員になることが必要であり、正義こそが協力し合えるルールだと考える。最も大切なのは、人間の尊厳である。

(2) Adriano Martins 氏

- ① 欧州連合においては、死刑は非常に残虐で非人道的なものであること、犯罪

行為を抑止するものではないこと、人間の尊厳を否定するもので到底受け入れることができないこと、誤判が起きると無実の人を国家が殺すことになり不可逆的であること、等についてコンセンサスが得られていると考える。

- ② 死刑は貧困の問題と密接につながっている。アメリカのデータによると、死刑判決を受ける人の95%は貧しい背景の人たちであり、例えばDNA検査とか銃の条痕検査などを促すことができないことにも原因があるのではないか。インドにおいても、法律上では弁護士へのアクセスを認められているが、死刑囚の89%はこの権利を行使することができていない実態がある。インドの最高裁は、2013年の判決において、貧困を情状酌量の一つとするべきであるとしている。
- ③ 死刑制度の今後については、アメリカ合衆国においてパイオニア的な動きがある。ミシガン州は1847年に死刑を廃止した。19世紀中に3州が死刑を廃止した。20世紀に入り、死刑廃止論が加速した。現在23州が法律に基づいて死刑を廃止し、13州は過去10年間死刑を執行していない。バイデン大統領は、任期中の優先課題として連邦レベルで死刑を廃止する、としている。国連加盟国193のうち162か国において、過去10年以上死刑を執行していない。10年を大きく超えている国も多い。今年、カザフスタン、アルメニアがICCPRの第二選択議定書を批准した。また、アメリカのバージニア州がアメリカの州として法律に基づいて死刑を廃止するという23番目の州となっている。2019年、中国を除き、すべての死刑執行86%は、4か国でのみ（イラン、サウジアラビア、イラク、エジプト）で起きている。死刑制度に未来はない。
- ④ 死刑廃止に向けて、歴史を見ると、国によってはインフォーマルなモラトリアムから始める例がある。大切なのは、政治のリーダーがキャンペーンを行わなければならない、ということだ。フランスの例を見ても、死刑賛成の世論の中、ミッテラン大統領が明確に廃止の立場を打ち立てた。そうしたところ、世論も変わっていった。政治のリーダーシップが重要だと考える。

(3) 高山佳奈子氏

- ① 死刑の抑止力について、最近の凶悪事件（オウム真理教の松本サリン事件、地下鉄サリン事件、大阪教育大附属池田小学校の殺傷事件、秋葉原の通り魔大量殺人事件、相模原での大量殺傷事件、川崎市のスクールバス襲撃事件、京都アニメーション放火事件など）を素材に考える。

オウム真理教の事件では、犯人たちは捕まらないと思って犯行に及んでいた。京都アニメーションの事件では、こんなに大きな被害が出るとは思っていなか

ったと犯人が述べている。それ以外の大量殺傷事件は、犯人が自ら死刑になることを欲してやっていた、あるいは死刑になることがわかってやっていた、という事件である。少なくとも日本では、死刑は抑止力があるどころか、逆に凶悪犯罪の引き金になっているのではないかとすら思われる。

- ② 死刑に関する世論調査は、内閣府によって5年に一度行われており、最近の調査は2019年である。これによると、若年層は将来の死刑廃止を見据えている、ということが示されている。死刑を廃止すべきか、それとも死刑はやむを得ないと考えるかという質問について、全体の平均では、死刑は廃止しないといけないと答えた人が9.0%だったが、29歳以下は16.6%が死刑廃止の回答をしている。また、死刑はやむを得ないと答えた人の中で、53.9%が将来は死刑を廃止してもよい、と答えている。この数値は全体の39.9%である。若年層の約6割が、将来は死刑廃止ができると考えている。さらに、やはり29歳以下は、24.1%が死刑を廃止しても凶悪犯罪は増えない、と回答している。比較的若い世代は、世論が変わってきている。国際社会からの情報提供が大変重要ではないかと思っている。
- ③ 犯罪は、貧困の問題と深く結びついている。最近の日本の凶悪事件の中にも、経済的な問題から心理的な問題を抱えていた人が事件を起こした例が少なくない。経済問題を抱えている人の心の問題への対処ということが、政治的には犯罪対策として非常に重要になってくると思う。
- ④ 日本では絞首刑を執行しているが、存置国でも薬物注射が主流になってきている。これは「絞首刑が残虐な刑罰」という科学的な新しい研究の成果とも関連している。1948年の最高裁の死刑合憲判決も、将来の社会で死刑が残虐な刑罰と判断されるようになれば、合憲という結論は変わるかもしれないという趣旨が述べられている。最新の科学研究からすると、やはり絞首刑は残酷であると思わざるを得ない。他方、薬物注射は安楽死で使われているのと同じ方法であり、これで死刑を受けたいと思って凶悪な犯罪を行った人が安らかに亡くなっていくという場合、本当に遺族の感情が満足できるのか疑問である。
「残酷な刑を科して抑止力を確保しよう」ということが念頭にあるのではないか。学者は、この問題を広く伝えていく義務を負っていると考えている。
- ⑤ 日本では、無期刑に処された人は、ほとんど刑務所の中で亡くなる。年間数名しか仮釈放になる人はいない。しかも、30年以上服役しないと、なかなか仮釈放にならない。現状でも、無期刑の運用が非常に厳しく行われている。問題は、そのことが一般の人に知られていないということである。無期刑になっても15年くらいで社会復帰できると誤解をしている人が多いように思う。こ

の事実をまず広く知らせること、仮釈放や無期刑の運用についての情報を広く一般に知らせるということも必要である。

(4) 森 達也氏

- ① 「世界の多くの国は死刑を廃止しているから、日本も死刑をやめよう」とは思わない。別に世界中が死刑を廃止しても、この日本で死刑を維持すべき理由があるのであれば、死刑を維持すべきだと思う。しかし、死刑が維持されるべき理由がわからない。仮に世界中が死刑を復活させても、死刑はやめるべきだと主張したい。世界の動向を知ることは大切だが、周囲に引っ張られずに、自国のことは自身の感覚で考えるべきだと思う。
- ② 人は無抵抗な人を殺すべきではない、どんな状況であっても、である。社会のルールを破ったから死刑だ、と言う人がいるが、個人がルールを破ったら、社会がルールを破っていいのか、と言いたい。
- ③ 遺族の気持ちを考えろ、と言う人がいる。しかし、加害者にも家族はいる。遺族の気持ちを理由に死刑を行えば、また遺族が増える。さらに言うと、家族が誰もいない人が殺されたとき、殺した人の罪が軽くなっていいのか。遺族の感情を理由にすれば、そう帰結されないか。そのような解釈はありえない。
- ④ 国内外で数多くの人（罪を犯した人）に会ってきたが、結論としては、どんな人でも可塑性はあると思う。したがって、仮釈放がない終身刑には反対である。現在の無期刑はほぼ終身刑と同じという実態があり、そこから仮釈放の可能性を奪っていいのか疑問である。ただ、(死刑廃止を求めていくための) 戦略として、ということも理解できる。どうやって今の日本で死刑制度を廃止すればいいのか、何らかの交換条件を出さなければいけない。でも、本当はやはり現在の無期刑がどんな刑罰なのか。どのように運用されているのか、国民に知ってもらった上で次の段階に行くべきである。

(5) Donald Rothwell 氏

- ① オーストラリアは、1973年に死刑を廃止した。オーストラリア人が外国で死刑判決を受けた場合、オーストラリア政府は介入を試みてきた。これには国民から強い支持が寄せられている。これは単に外国で死刑判決を受けたオーストラリア人の問題だけではなく、オーストラリアという国、そしてオーストラリア政府、そしてNGOがどんな形で死刑廃止を進めることができるか、という議論である。
- ② 日本との間のRAA (Reciprocal Access Agreement 相互アクセス協定、訪問部隊地位協定) においても、オーストラリア軍の人が日本で死刑制度に付される可能性があるのか、日本で死刑判決が言い渡されるような罪を犯した場合

はどうなるか、ということが問題となっている。オーストラリアは、死刑廃止のキャンペーンを打ち、世界的に死刑廃止を進めようとしており、日豪の協定の中で、オーストラリア人が日本で死刑判決を受け、処刑がされるということは、オーストラリア政府としては決して受け容れられない。当然ながら、オーストラリア国民としても受け容れられない。

5 結語

本年3月9日、京都 kongress のサイドイベント「終身刑：世界における実施状況とそれに対して何をすべきか」が行われました。その際、終身刑についてさえも、国際的には、仮釈放や社会復帰、そして、そもそもの廃止について議論がなされていました。その翌日、日弁連は死刑廃止に関するサイドイベントを主催し、大きな成果を得られたのではないかと思います。同時に、やや複雑な思いもあります。いまだに死刑制度が維持され、この廃止や執行停止を強く叫ばなければならないわが国の状況は、国際的には何周も遅れていると言わざるを得ません。

そんな中、日本政府は、法の支配等の普遍的価値を、日本国内のみならず世界にも行き渡らせようとする「司法外交」を掲げています。本シンポジウムで採択した共同メッセージ中にも、人間の尊厳、寛容と共生の社会、自由、正義、平和の実現、という普遍的価値が登場します。死刑制度が、このような「普遍的価値」に反することから、さまざまな外交の障害になっていることは、歴然たる事実だと考えます。

そして、本シンポジウムで印象的だったのは、やはり名立たる国会議員や各界の重鎮から力強いメッセージや御発言を頂戴したことです。また、基調講演やパネルディスカッションを経て、今後の活動方針のイメージが固まってきたように思います。また、各弁連や各单位会の活動にも、大きな指針になるものと考えます。

いずれにいたしましても、この成果を今後の活動に活かさなければ、その意義は半減いたします。今後とも、死刑廃止に向けて、一步一步進めていきます。

以上